

潟上市自治基本条例制定後の取組

(※平成28年度から令和元年度までの実績)

目的 第1条	市民主体のまちづくりの一層の推進
基本原則 第3～6条	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参画の原則 ・情報共有の原則 ・対等及び協働の原則 ・財政自治の原則
(主な取組)	
市民 第7～9条	<ul style="list-style-type: none"> ・市の審議会等への参画 ・審議会等によっては公募委員の応募資格を18歳以上と規定 ・自治会活動への参加 ・市主催行事への参加 など
コミュニティ 第10・11条	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会及びコミュニティ組織主催事業の実施 ・自主防災組織の立ち上げ ・自治会活動推進費補助金等の交付による活動支援 ・まちづくり団体活動助成金の交付による活動支援 など
市議会 第12・13条	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例の推進 ・議会報告会の実施 など
市の執行機関等 第14～16条	<ul style="list-style-type: none"> ・施政方針の公表 ・総合計画及び行政改革大綱の策定とそれらに基づく市政運営 ・職員研修の実施 ・職員に対する地域活動参加呼びかけ など <p>(例)職階研修等以外の職場内研修の実施 H28:7回 H29:3回 H30:5回 R元:5回</p>
市政運営 第17～27条	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの設置 ・市民生活部内の組織を一部再編 ・審議会委員の公募の実施及び会議の公開 など <p>※詳細は次ページ以降</p>
住民投票 第28条	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の実績はありません。
最高規範性等 第29・30条	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の見直し作業の実施

自治基本条例制定後の取組

第7章 市政運営 関係

1. 第17条（市の組織）について

毎年度課長等からなる行政組織機構検討会議を開催し、社会情勢の変化への対応や市民の皆さんの利便性の向上、また、行政組織のスリム化を目指して行政組織機構の見直しを定期的に行っています。

【組織改編の主な実績】

年度	改編内容
H28	・教育総務課を教育行政の組織強化のため、学校教育課との2課体制に再編
H30	・教育総務課と学校教育課を再度統合
R元	・各部における事務の平準化と効率化を図るため、税務課を総務部から市民生活部へ、長寿社会課国保医療班を市民課国保医療班へ再編 ・次年度からの子育て世代包括支援センター設置を見据え、健康推進課を健康づくり班と母子保健班の2班体制に再編
R2	・総合的な災害対策の確立を図るため総務課に危機管理監を配置 ・出産や育児への支援体制の充実を図るため、健康推進課に子育て世代包括支援センターを開設

2. 第18条（審議会等）について

各種審議会等の委員を選任する際に公募委員の募集を行っています。また、会議及び会議録（概要）を公開しています。

【会議の公開や委員の公募の実績】

（1）審議会等の会議の公開

=====（平成28年度）=====

- | | | |
|------------------|-----|-----------|
| ①天王公民館運営審議会 | 2回 | （文化スポーツ課） |
| ②教育委員会定例会 | 11回 | （教育総務課） |
| ③図書館協議会 | 2回 | （文化スポーツ課） |
| ④地域包括支援センター運営協議会 | 2回 | （長寿社会課） |
| ⑤地域密着型サービス運営委員会 | 2回 | （長寿社会課） |

⑥	潟上市天王保健センター・潟上市飯田川保健福祉センター運営委員会	1回	(健康推進課)
⑦	社会教育委員会	2回	(文化スポーツ課)
⑧	介護保険運営協議会	2回	(長寿社会課)
⑨	男女共同参画推進審議会	1回	(企画政策課)
⑩	行政改革推進委員会	4回	(企画政策課)
⑪	国民健康保険運営協議会	2回	(長寿社会課)
⑫	福祉諸計画検討委員会	1回	(社会福祉課)
⑬	食育推進会議	2回	(企画政策課)
⑭	総合教育会議	1回	(総務課)
⑮	自治基本条例推進委員会	1回	(企画政策課)
⑯	子ども子育て会議	1回	(幼児教育課)

計 37回 (8課)

※ 傍聴実績はありません。

===== (平成29年度) =====

①	天王公民館運営審議会	2回	(文化スポーツ課)
②	飯田川公民館運営審議会	2回	(文化スポーツ課)
③	教育委員会定例会	11回	(教育総務課)
④	図書館協議会	2回	(文化スポーツ課)
⑤	地域包括支援センター運営協議会	2回	(長寿社会課)
⑥	潟上市天王保健センター・潟上市飯田川保健福祉センター運営委員会	1回	(健康推進課)
⑦	社会教育委員会	3回	(文化スポーツ課)
⑧	介護保険運営協議会	2回	(長寿社会課)
⑨	介護保険事業計画策定委員会	3回	(長寿社会課)
⑩	男女共同参画推進審議会	2回	(企画政策課)
⑪	行政改革推進委員会	4回	(企画政策課)
⑫	国民健康保険運営協議会	2回	(長寿社会課)
⑬	福祉諸計画検討委員会	1回	(社会福祉課)
⑭	食育推進会議	2回	(企画政策課)
⑮	総合教育会議	1回	(総務課)
⑯	自治基本条例推進委員会	1回	(企画政策課)
⑰	子ども子育て会議	1回	(幼児教育課)
⑱	在宅医療・介護連携推進会議	1回	(長寿社会課)
⑲	地方創生推進会議	1回	(企画政策課)
⑳	健康かたがみ21 (第2期) 中間評価策定委員会		

1回 (健康推進課)

計 45回 (8課)

※ 傍聴実績はありません。

===== (平成30年度) =====

①天王公民館運営審議会	2回	(文化スポーツ課)	
②飯田川公民館運営審議会	2回	(文化スポーツ課)	
③教育委員会定例会	12回	(学校教育課)	
④図書館協議会	2回	(文化スポーツ課)	
⑤地域包括支援センター運営協議会	2回	(長寿社会課)	
⑥社会教育委員会	3回	(文化スポーツ課)	
⑦介護保険運営協議会	1回	(長寿社会課)	
⑧男女共同参画推進審議会	2回	(企画政策課)	
⑨行政改革推進委員会	5回	(企画政策課)	
⑩国民健康保険事業の運営に関する協議会	2回	(長寿社会課)	
⑪福祉諸計画検討委員会	1回	(社会福祉課)	
⑫食育推進会議	2回	(企画政策課)	傍聴者2人
⑬総合教育会議	1回	(総務課)	
⑭自治基本条例推進委員会	1回	(企画政策課)	
⑮子ども子育て会議	1回	(幼児教育課)	
⑯在宅医療・介護連携推進会議	2回	(長寿社会課)	
⑰まちづくり市民会議	4回	(企画政策課)	傍聴者1人
⑱健康かたがみ21(第2期)中間評価策定委員会	1回	(健康推進課)	
⑲自殺対策計画検討委員会	3回	(健康推進課)	
⑳地域密着型サービス運営委員会	3回	(長寿社会課)	

計 52回 (8課)

※ 傍聴者 計3人

===== (令和元年度) =====

①教育委員会定例会	9回	(学校教育課)	
②地域包括支援センター運営協議会	2回	(長寿社会課)	
③社会教育委員会	3回	(文化スポーツ課)	
④介護保険運営協議会	2回	(長寿社会課)	
⑤在宅医療・介護連携推進会議	3回	(長寿社会課)	

⑥男女共同参画推進審議会	2回	(企画政策課)
⑦行政改革推進委員会	4回	(企画政策課)
⑧国民健康保険事業の運営に関する協議会	2回	(市民課)
⑨食育推進会議	2回	(企画政策課)
⑩自治基本条例推進委員会	1回	(企画政策課)
⑪在宅医療・介護連携推進会議	2回	(長寿社会課)
⑫まちづくり市民会議	4回	(企画政策課)
⑬自殺対策計画検討委員会	1回	(健康推進課)
⑭地域密着型サービス運営委員会	1回	(長寿社会課)

計 38回 (6課)

※傍聴実績はありません。

(2) 審議会等の委員公募 ※年度区分は広報(ホームページ)公募記事掲載時

===== (平成28年度) =====

①行政改革推進委員会	4人以内	→応募者なし
②地域密着型サービス運営委員会	1人	→応募者なし
③福祉諸計画検討委員会	3人以内	→1人委嘱
④子どもの貧困対策協議会	3人以内	→1人委嘱
⑤地域包括支援センター運営協議会	2人以内	→応募者なし
⑥まちづくり市民会議	4人以内	→2人委嘱
⑦地方創生推進会議	2人以内	→1人委嘱
⑧健康かたがみ21(第2期)策定委員会	1人	→応募者なし
⑨社会教育委員	2人以内	→2人応募
⑩公民館運営審議会(3地区)	各2人以内	→応募者なし
⑪図書館協議会	2人以内	→1人応募
⑫児童館運営委員会	4人以内	→1人応募
⑬生涯学習奨励員	4人以内	→応募者なし
⑭スポーツ推進審議会	3人以内	→応募者なし
⑮スポーツ推進委員	6人以内	→応募者なし

計9人委嘱 (15回募集)

===== (平成29年度) =====

①介護保険運営協議会	2人以内	→応募者なし
------------	------	--------

- ②介護保険事業計画策定委員会 2人→応募者なし
- ③男女共同参画推進審議会 3人以内→応募者なし
- ④食育推進会議 4人以内→1人委嘱
- ⑤子ども・子育て会議 2人以内→1人委嘱
- ⑥自治基本条例推進委員会 若干名→1人応募→委嘱なし

計 2人委嘱 (6回募集)

===== (平成30年度) =====

- ①地域密着型サービス運営委員会 1人→応募者なし
- ②自殺対策計画検討委員会 2人→応募者なし
- ③行政改革推進委員会 2人以内→1人応募→1人委嘱
- ④天王保健センター・飯田川福祉保健センター運営委員会
1人→応募者なし
- ⑤まちづくり市民会議 2人→応募者なし
- ⑥社会教育委員 2人以内→応募者なし
- ⑦公民館運営審議会 3館それぞれ2人以内→応募者なし
- ⑧図書館協議会 2人以内→1人応募→1人委嘱
- ⑨児童館運営委員会 4人以内→応募者なし
- ⑩生涯学習奨励員 4人以内→1人応募→委嘱なし
- ⑪スポーツ推進審議会 3人以内→応募者なし
- ⑫スポーツ推進委員会 6人以内→応募者なし
- ⑬子ども・子育て会議 2人以内→応募者なし

計 2人委嘱 (13回募集)

===== (令和元年度) =====

- ①介護保険運営協議会 2人→応募者なし
- ②食育推進会議 4人以内→1人応募→1人委嘱
- ③男女共同参画推進審議会 3人以内→1人応募→1人委嘱
- ④自治基本条例推進委員会 若干名→応募者なし

計 2人委嘱 (4回募集)

H28からR元年 の合計	募集回数	委嘱人数
	38回	15人

3. 第19条（危機管理）について

危機管理体制の整備及び自主防災組織設立等の支援を行っています。

また、災害に対する危機管理だけでなく、新型インフルエンザ等対策行動計画を基に、新型コロナウイルス感染症に対する具体的な対策も定めています。

【危機管理に関する主な実績】

- ・令和2年度に総務課に危機管理監を配置
- ・自主防災組織を立ち上げていない自治会に組織化を勧めるとともに、既存自主防災組織の活動強化のため防災資機材等の配備拡充を実施

自治会数：108 組織化数：48 組織化率：44.4%

4. 第20条（情報公開）・第21条（個人情報保護）について

市民参画促進及び公正な市政運営を確保するため、市が保有する情報は情報公開条例に基づき原則として公開します。また、平成25年に情報公開条例の全部改正を行った際には、その目的の条文に「自治基本条例の自治の基本原則にのっとり、市が保有する情報は市民共有の財産であるとの認識に立ち」との文言を盛り込み、市の情報公開の姿勢のベースには自治基本条例があることを明記しました。

また、市の基本的な制度を定める条例や基本的な政策を定める計画を策定しようとする際にはその素案を公表し、パブリック・コメントを実施しています。

さらに、市のホームページは担当課が随時更新できることにしており、迅速な情報の公表に取り組んでいます。

個人情報保護については、個人情報保護条例に基づき情報を適正に管理し、また、個人の権利利益を保護しています。

【情報公開・個人情報保護に関する主な実績】

(1) 情報公開の実績

年度	請求件数	処理状況			
		全部公開	部分公開	非公開	不存在
H28	29	23	2	0	4
H29	17	14	3	0	0
H30	21	17	3	0	1
R元	18	11	6	0	1

(2) 個人情報保護制度の実績

年度	請求件数	処理状況			
		全部公開	部分公開	非公開	不存在
H 2 8	2	1	1	0	0
H 2 9	0	0	0	0	0
H 3 0	1	0	1	0	0
R 元	0	0	0	0	0

※これまで個人情報の漏えい等はなく、適正な維持管理が図られています。

(3) パブリック・コメントの実施

===== (平成28年度) =====

- ①公共施設等総合管理計画 (企画政策課)
- ②自治基本条例の見直し (企画政策課)
- ③子どもの貧困対策整備計画 (社会福祉課)

計 3回実施 (意見提出0件)

===== (平成29年度) =====

- ①潟上市地域公共交通網形成計画 (企画政策課)
- ②第2次潟上市国土利用計画 (都市計画課)
- ③第3次潟上市生涯学習推進計画 (文化スポーツ課)
- ④第2次潟上市子ども読書活動推進計画 (文化スポーツ課)
- ⑤潟上市老人福祉計画・介護保険事業計画(第7期)
(長寿社会課)
- ⑥潟上市第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・障害児福祉計画
(社会福祉課)

計 6回実施 (意見提出0件)

===== (平成30年度) =====

- ①健康かたがみ21(第2期)中間評価 (健康推進課)
- ②潟上市自殺対策計画 (健康推進課)
- ③第3次潟上市食育推進計画 (企画政策課)
- ④潟上市スポーツ推進計画 (文化スポーツ課)

計 4回実施 (意見提出0件)

===== (令和元年度) =====

- ①潟上市公共施設等総合管理計画個別施設計画 (企画政策課)
- ②潟上市第2期子ども・子育て支援事業計画 (幼児教育課)
- ③第2次潟上市都市計画マスタープラン (都市建設課)

計 3回実施 (意見提出0件)

5. 第22条（意見・要望等への対応）について

平成29年度より市ホームページ等で「市民の声」として、市民からの意見・要望等を常時受付しています。いただいた意見・要望等は担当の部課で検討し、必要に応じて本人に直接回答するとともに、今後の市のまちづくりに活かしています。

また、年に1～2回自治会長会議を開催し、自治会等からの意見や要望を聞き取り、それらに対して回答しています。

さらに、市に対する苦情や意見が寄せられた際にはその内容により、部長会議などの庁内会議で情報を共有し対応することとしています。

【市民の声実績】

年度	件数	市からの回答数
H29	9	6
H30	8	8
R元	18	18

6. 第23条（男女共同参画）について

市男女共同参画推進計画に基づき、男女が社会の対等な構成員としてそれぞれに個性と能力を発揮することができるように講演会や研修などの事業を実施し、啓発に努めています。

また、平成28年3月には第3次潟上市男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて諸施策を推進しています。

さらに、市には男女共同参画について考える市民グループの「ハートフル実行委員会」があり、委員の皆さんに市の事業に協力いただいたり、実行委員会が実施する男女共同参画を進める活動を市が支援したりしています。

【男女共同参画事業の主な実績】

年度	実施内容	参加者数
H28	・男女共同参画宣言都市10周年記念講演会 「男女共同参画と教育改革」	210人
	・アンガーマネジメント入門講座（職員研修）	162人
H29	・介護だって男女共同参画（研修会）	62人
H30	・職場のコミュニケーション（職員研修）	70人
	・企業向け男女共同参画に関する説明会	
R元	・男女共同参画の視点からの防災（研修会）	60人
	・企業向け男女共同参画に関する説明会	

7. 第24条（財政運営）について

地方自治法において、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項について、毎年2回以上公表する事が定められており、市では「財政報告書の作成及び公表に関する条例」に基づき、その内容をホームページなどで公表しています。また、同じく当初予算概要（事業編）や財務4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成し、解説も加え公開しています。

8. 第25条（行政評価）について

行政評価は、実施機関が行う内部評価及び市民からなる潟上市行政改革推進委員会による外部評価により実施しています。最終評価結果は次年度以降の予算編成等、市の事業決定の際の参考とするとともに、その内容を市広報やホームページで公開しています。

【行政評価の主な実績】

年度	評価対象事業数
H28	40事業
H29	42事業
H30	37事業
R元	30事業

9. 第26条（外部監査）について

外部監査人による監査の実績はありません。

10. 第27条（国及び県との関係）について

法を地域の実情に合わせて解釈し地域に根ざした自治体の条例とする政策法務の力を身に付けるため、秋田県や県市長会が実施する研修に職員を派遣しています。

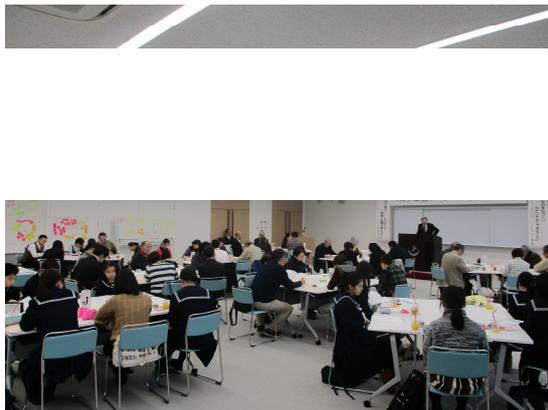
【政策法務に係る研修の主な実績】

年度	受講人数
H28	2人
H29	6人
H30	16人
R元	16人

●その他の特記事項

(1) 自治基本条例5周年記念事業

潟上市自治基本条例施行から5年の節目となった平成29年度に条例を市民により浸透させ、市民意識の向上を図ることを目的に5周年記念事業を実施しました。現状から課題を見つけて議論するカフェ型ワークショップでは、自分たちにできるこれからのまちづくりについて活発な議論が行われました。



【カフェ型ワークショップの様子】

(2) 自治基本条例施行後の市民意識調査（アンケート）

平成29年度に、自治基本条例の浸透度を把握し、今後のまちづくりの参考とするため、市民意識調査（アンケート）を実施しました。条例を知らない市民が4割超、参画と協働によるまちづくりが進んでいないと考える市民も4割超となり、今後より一層の周知、浸透を図る必要があることがわかりました。

(3) 児童生徒向けパンフレットの配布

毎年、児童生徒向けのパンフレットを市内の小学6年生及び中学3年生に配布し、自治基本条例やまちづくりについて周知を図っています。

(4) 市内中学校への出前授業

平成28年度より毎年、市内3中学校の3年生に対して市職員による出前授業を実施しています。公民の時間（地方自治について学ぶ時間）を使わせていただき、自治基本条例、主に未成年者のまちづくりへの参画権利について説明しています。授業後半では、生徒自らがまちづくりについて考え、アイデア等をまとめて市に提言するなど、市にとっても貴重な機会となっています。

令和元年には、試験的に小学校6年生（東湖小学校、出戸小学校）に対しても実施しました。

